

令和4年12月議会
生活環境委員会
議案説明資料

○ 議案第192号

令和4年度福岡市水道事業会計補正予算案（第1号）	1～4頁
1 予算の補正	1頁
2 利益剰余金の処分の補正	1頁
3 補正予算の目別内訳	1頁
4 令和4年度水道事業の財政状況	2～3頁
<補足資料>動力費・光熱水費（電気料金）の補正について	4頁

水道事業会計
議案第192号

令和4年度福岡市水道事業会計補正予算案(第1号)

△印減

1 予算の補正

(1) 収益的支出

(科 目)	支 (既決予定額)	出 (補正予定額)	(計)
第1款 水道事業費用	33,113,137 千円	267,015 千円	33,380,152 千円
第1項 営業費用	30,880,300 千円	267,015 千円	31,147,315 千円

2 利益剰余金の処分の補正

	(既決処分予定額)	(補正処分予定額)	(計)
(1) 減債積立金	2,055,127 千円	△ 242,741 千円	1,812,386 千円

3 補正予算の目別内訳

(1) 収益的支出

区分	補正前	補正額	計	説明	
1項 営業費用	千円	千円	千円		
支 出	1目 原水及び 浄水費	10,634,724	249,320	10,884,044	浄水場・取水場等の動力費 (電気料金)の追加
	2目 配水費	2,204,238	5,466	2,209,704	ポンプ場等の動力費 (電気料金)の追加
	5目 業務費	2,414,279	3,120	2,417,399	営業所等の光熱水費 (電気料金)の追加
	6目 総係費	1,647,210	9,109	1,656,319	水道局本庁舎の光熱水費 (電気料金)の追加
	その他	16,212,686	—	16,212,686	
	計	33,113,137	267,015	33,380,152	

4 令和4年度水道事業の財政状況

(消費税抜、単位:千円)

区分	収益的収支				単年度損益 (C) - (D)	利益処分(※1)	累積損益
	収入			支出(※2)			
	給水収益 (A)	その他 (B)	計 (A) + (B) (C)				
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	
補正前	30,769,000	4,691,067	35,460,067	31,156,456	4,303,611	4,303,611	—
補正後	30,769,000	4,691,067	35,460,067	31,399,197	4,060,870	4,060,870	—
差引	—	—	—	242,741	△ 242,741	△ 242,741	—

※1 「利益処分」額には、平成26年度からの公営企業会計基準の適用に伴い、未処分利益に再計上することとなった、企業債の償還財源として使用した減債積立金取崩額は含めていない。

※2 収益的支出及び資本的収支には、令和3年度からの繰越額を含む。

(消費税込、単位:千円)

資 本 的 収 支(※2)			補 て ん 財 源 (※3)		単年度資金 過不足額 (J) + (K) + (L)	累積資金 過不足額 (N)
収 入 (H)	支 出 (I)	資本的収支 過不足額 (H) - (I) (J)	損益勘定 留保資金等 (K)	単年度損益(長 期前受金戻入 除く) (L)		
14,453,078	32,794,172	△ 18,341,094	15,583,601	2,041,666	△ 715,827	8,367,100
14,453,078	32,794,172	△ 18,341,094	15,583,601	1,798,925	△ 958,568	8,124,359
—	—	—	—	△ 242,741	△ 242,741	△ 242,741

※3 「補てん財源」とは、収益的収支において現金の支出を必要としない減価償却費等の費用を計上していることなどにより企業内部に留保された資金で、これにより企業債の償還などによって生じる資本的収支不足額を補てんするもの。

<補足資料>

動力費・光熱水費（電気料金）の補正について

1 概要

令和4年度当初に実施した電力調達入札が、電力の卸売価格の高騰により不落となり、標準的な料金メニューよりも割増しとなる最終保障供給による電力の利用を6月から開始した。

これにより、電気料金が増加するとともに、国際情勢等の影響による火力燃料費（原油・液化天然ガス・石炭）の高騰により、さらに電気料金が増加しており、予算の不足が見込まれることから、動力費等の追加補正を行うもの。

2 最終保障供給について

電力小売自由化の状況下において、供給条件に係る交渉が合意に達せず、どこからも電気の供給を受けられない需要家に対して、一般送配電事業者が供給を行う義務のこと。標準的な料金メニューよりも割増しとなっている。

3 最終保障供給の電気料金の算定式

$$\begin{array}{l} \text{最終保障供給電気料金} \\ = \\ \text{基本料金} \times 1.2 \\ + \\ \text{使用電力量} \times \\ \left[\begin{array}{l} \text{電力量料金単価} \times \text{約}1.15 \\ + \\ \text{燃料費等調整額単価} \\ \text{燃料費調整単価}^{\ast 1} \\ + \\ \text{離島エバ-サルサービス調整単価}^{\ast 2} \\ + \\ \text{市場価格調整単価}^{\ast 3} \\ + \\ \text{再エネ賦課金単価}^{\ast 4} \end{array} \right] \end{array}$$

下線部は標準的な料金メニューと異なる点

※1 燃料費調整単価

火力燃料費（原油・液化天然ガス・石炭）の変動をできるかぎり迅速に電気料金に反映させるため、3か月間の平均燃料価格が基準価格 27,400 円/kL から変動した場合、その変動分に応じて、電気料金を調整する単価

※2 離島エバ-サルサービス調整単価

離島供給に必要な火力燃料の価格変動を全ての契約者の料金に反映させるための調整単価

※3 市場価格調整単価

最終保障供給について、卸売取引市場の平均価格に応じて加減算される単価

（令和4年9月1日に新設）

※4 再エネ賦課金単価

再生可能エネルギー電源で発電される電気の買取りに要する費用を、電気料金の一部として、電気の使用量に応じて負担する単価